

熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金交付要綱

制定 平成30年 3月30日市長 決 裁
 改正 平成30年 7月 2日健康福祉局長決裁
 (略)
 令和 3年11月26日市長 決 裁
 令和 4年 8月29日保育幼稚園課長決裁
 令和 5年 9月 4日保育幼稚園課長決裁
 令和 5年10月23日保育幼稚園課長決裁
 令和 6年 6月14日保育幼稚園課長決裁
 令和 7年 2月25日保育幼稚園課長決裁
 令和 7年 6月19日保育幼稚園課長決裁
 令和 8年 6月30日こども局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等の整備を図るため、児童福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設及び同法第6条の3第10項に掲げる事業所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定こども園	児童福祉施設 小規模保育事業所 保育所型認定こども園 幼稚園型認定こども園	保育所 幼保連携型認定こども園	

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
 前項の表中に掲げる児童福祉施設等

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化整備	防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝等の設置・修繕等必要な安全対策にかかる整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

（補助の対象）

第3条 次の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、②の欄に定める設置根拠等により④の欄に定める設置者が設置する施設に係る③の欄に定める対象事業を補助の対象とし、その補助率は、それぞれ⑤の欄に定めるとおりとする。

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 対象事業	④ 設置者	⑤ 補助率
児童福祉施設等				
ア 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園	児童福祉法第35条第4項、認定こども園法第3条第2項第1号、同条第2項第2号、同条第4項第1号、第17条第1項及び第34条第3項	施設整備	社会福祉法人、学校法人（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人	3/4
		施設整備（防犯対策強化整備のみ）	市が認可した者	3/4
イ 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	施設整備（防犯対策強化整備のみ）	市が認可した者	3/4

2 施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 児童福祉施設等の施設整備に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の8に準じて算出した額（以下「基準額」という。）を求めるものとする。
- (2) 前号により算出した基準額に2分の1を乗じた額を求めるものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 前2号の合計額の範囲内で市長が必要と認めた額を補助額とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (8) 児童福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 児童福祉施設等の補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 児童福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 児童福祉施設等の補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (13) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及

び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(14) この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。

2 社会福祉法人等が前項の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、施設の所管課が定めるものとする。

(決定の通知)

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号又は第3号）により行うものとする。

(暴力団員等の排除)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第15条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 補助事業の内容等の変更申請書は様式第4号によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度別に定める期限とする。

(変更決定の通知)

第9条 補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは様式第6号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式第7号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に様式第8号による工事完了届を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 実績報告書は、様式第9号によるものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、様式第10号によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、補助金請求書(様式第12号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第17条 補助事業者等は、第15条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(雑 則)

第19条 補助金の交付は予算の範囲内で行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際現に熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成18年7月13日健康福

社局長決裁) 第10条の規定による交付決定の通知を受けている者(同要綱2条第1項の表(9)の項に掲げる施設に限る。)は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日決裁)

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月25日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年6月19日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年6月30日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金交付要綱の廃止)

附 則 (令和7年2月25日)

この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。